

# 静岡県建設産業国民健康保険組合規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この組合は、静岡県建設産業国民健康保険組合と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所を静岡市葵区鷹匠2丁目5番2号に置く。

### (地区)

第4条 組合は、静岡県の区域内の市町の区域をその区域とする。

### (公告の方法)

第5条 組合の公告は、機関誌又は組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは静岡新聞に掲載して行う。

## 第2章 組 合 員

### (組合員の範囲)

第6条 組合員は、建設業に従事する者で、第4条の地区内に住所を有し、かつ、静岡県建設産業組合連合会の会員である者とする。ただし、婚姻をしていない未成年者で、かつ、年収100万円未満の者を除く。

### (加入の申込)

第7条 新たに、組合員として組合に加入しようとする者は、住所、氏名、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名、静岡県建設産業組合連合会の会員である証及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに、世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、組合員との続柄、個人番号、職業及び

法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項により加入の申込みをした者は、理事が加入の申込みを受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の規定による申込みを受けた日から30日以内にしなければならない。

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

第7条の3 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は組合員としない。

## 2 削 除

### 第8条 削 除

（脱退）

第9条 組合員は、組合を脱退する場合は、あらかじめ、1箇月以上の予告期間を設け、組合に届けなければならない。

2 組合員が死亡した場合は、その同一世帯に属する世帯の生計の維持に対する割合の高い者が組合に脱退の届出をしなければならない。

（除名）

第10条 次の各号に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

（1） 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず保険料を納付しないとき。

（2） 法の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

2 前項により除名しようとする場合は、当該組合員にその旨を通知し、かつ、理事会において弁明をする機会を与えなければならない。

3 第1項により除名をしたときは、当該組合員にその旨を通知しなければならない。

### 第11条 削 除

## 第3章 保 險 給 付

（一部負担金）

第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給

付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
- (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(出産育児一時金)

第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員にして、出産育児一時金として、500,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保健法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は、例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬祭費)

第14条 組合は、次の各号に定める者が死亡した場合は、当該各号に定める額をその葬祭を行う者に対し、葬祭費として支給する。

- (1) 組合員 100,000円
- (2) 世帯に属する組合員以外の被保険者 60,000円

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(傷病手当金)

第15条 組合は、被保険者である組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)

第37条第1項に規定する傷病手当金の支給又は船員保健法第33条の16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41

条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。) (療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第23項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(療養に相当するものに限る。))を受けている場合において、その療養のため入院し、事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第4日から事業又は業務に服することができない期間(年間通算50日を限度とする。)、傷病手当金として、1日、4,000円を支給する。ただし、支給の期間は、毎年度毎に計算する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、傷病手当金の支給は行わない。

- (1) 業務中の傷病に起因するとき。
- (2) 休業中、賃金の支給を受けているときは、その額の限度。
- (3) 傷病の原因の全部又は一部が法律違反等に因るもので、傷病手当金を支給することが、妥当性を欠くものと理事会が認めたとき。

## 第16条 削除

## 第4章 保健事業

(保健事業)

第17条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第18条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第19条 被保険者等でない者に第17条の保健事業を利用させる場合における利用については、別に定める。

## 第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第20条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 65歳以上の組合員（以下「一種組合員」という。） 17,500円 35歳以上65歳未満の組合員（以下「二種組合員」という。） 16,500円 25歳以上35歳未満の組合員（以下「三種組合員」という。） 12,000円 20歳以上25歳未満の組合員（以下「四種組合員」という。） 9,000円 20歳未満の組合員（以下「五種組合員」という。） 7,000円 組合員の世帯に属する被保険者（1人につき） 2,500円 ただし、組合員の世帯に属する被保険者のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（1人につき） 1,500円（算定した保険料額より未就学児世帯支援補助費を充当した額）
- 2 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 一種組合員 3,000円 二種組合員 3,000円 三種組合員 3,000円 四種組合員 3,000円 五種組合員 3,000円 組合員の世帯に属する被保険者（1人につき） 2,500円
- 3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 組合員 3,800円 組合員の世帯に属する被保険者（1人につき） 3,800円

#### 4 削 除

(賦課期日)

第 2 1 条 保険料の賦課期日は、毎年 4 月 1 日とする。

(納 期)

第 2 2 条 保険料は、毎月 2 0 日までに納付しなければならない。

(保険料の変更)

第 2 3 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保健法第 9 条第 2 号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から第 2 0 条の賦課を行うものとする。

2 保険料賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し又は被保険者数の減少があった日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで第 2 0 条の賦課を行うものとする。

3 前 2 項の規定により保険料の変更を行ったときは、納期を定め、第 2 4 条の規定による通知をしなければならない。

(納額通知)

第 2 4 条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第 2 5 条 保険料の督促手数料は督促状 1 通について実費とする。

(延滞金)

第 2 6 条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額にその納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千元以上である

ときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6%（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- (1) 督促状の指定日までに、保険料を納付したとき。
- (2) 次条の規定により保険料の納付期限が延長されたとき。
- (3) その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

2 前項に規定する年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（保険料の納付期限の延長）

第27条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災、若しくはこれに属する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第28条 理事長は、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者のうち、必要があると認められる者に対し、その申請によって保険料を減免することができる。

（産前産後期間相当分の保険料軽減）

第28条の2 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減することができる。

## 第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第29条 組合会議員の定数は、30名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第30条 組合会議員は、各選挙区において組合員が組合員のうちから選挙する。

2 組合員は、各自1箇の選挙権を有する。

3 選挙区及び選挙に必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第31条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して2年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第32条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 特別積立金の繰替使用。

(2) 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の策定及び変更。

(3) その他理事会において必要と認めた事項。

(組合会の種類)

第33条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第34条 通常組合会は、毎年2月及び7月中において理事会の議決により招集しなければならない。

第35条 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により、招集することができる。

(組合会の招集手続)

第36条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第37条 組合会においては、出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法27条第1項に掲げる次項については、その限りではない。

(組合会議長、副議長)

第38条 組合会議長、副議長は、組合会議員の選挙後最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期とする。

(組合会の議事録)

第39条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員2名が署名しなければならない。

## 第7章 役員及び職員

(役員の数)

第40条 理事の定数は、13名とする。

2 監事の定数は、2名とする。

(相談役)

第40条の2 組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(理事長)

第41条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第42条 理事のうち2名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

(常任理事)

第43条 理事のうち1名を常任理事とし、理事がこれを互選する。

2 常任理事は、組合の業務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第43条の2 理事のうち1名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は常時組合の業務を掌理し、理事長、副理事長及び常任理事に事故があるときは、その職務を代行する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第43条の3 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第44条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第45条 理事及び監事は、組合会で選任する。

2 役員を選任について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

3 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは3月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第46条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第47条 監事は、組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第48条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うために特に必要あるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第49条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第50条 組合員は、総組合員の五分之一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又は規約に違反したことを理由として、解任を請求するときはこの限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日の1週間前までにその請求にかかる役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求にかかる役員はその職を失う。

(職員)

第51条 この組合に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) その他の職員 若干名

2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務局長は、その他の職員を統括し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 その他の職員は、事務局長の事務を補佐する。

6 職員の給与は、理事長が定める。

## 第8章 理事会

(理事会の召集)

第52条 理事会は必要に応じ、理事長が召集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の召集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(理事会の決定事項)

第53条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

(1) 組合会の召集及び組合会に提出する議案。

(2) 組合業務の具体的方針の決定。

(3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項。

(4) その他理事長が必要と認めた事項。

(理事会の議事)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第55条 理事会の議事について、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

## 第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第56条 理事は、規約及び組合会の議事録を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金その他の収入

(特別会計)

第58条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に必要な事項は、別にこれを定める。

(積立金)

第58条の2 この組合に組合会の議決を経て、積立金を設けることができる。

2 前項の積立金は、国民健康保険法及び同施行令によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 静岡県建設産業国民健康保険組合職員退職手当積立金
- (2) 静岡県建設産業国民健康保険組合財政調整積立金

(財産の保管)

第59条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定め

た方法によること。

(2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。

(3) 現金は、金融機関に預け入れること。

(4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て、定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第60条 理事長は、次の組合会の会日1週間前までに事業報告、財産目録、及び収支決算書を調製して監事の審査に付し、その意見をつけて、年度経過4箇月以内にこれを組合会の認定に付さなければならない。

2 理事長は、前項の書類を主たる事務所に備えておかななければならない。

3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第61条 組合員は、総組合員三分の一以上の同意を得て、いつでも理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## 第10章 支 部

(支 部)

第62条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関しての必要な事項は、理事会においてこれを別に定める。

## 第11章 雑 則

(規則及び規定)

第63条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

## 第12章 罰 則

第64条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しく

は第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して100,000円以下の過怠金を科する。

第65条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに法第113条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提出を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を科する。

第66条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第67条 前3条の規定にかかわらず過怠金の額は特別の事情がある者について申請により理事長が定める。

第68条 第64条から第66条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して、10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

##### (制 定)

1. この規約は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。  
(役員任期に関する経過規定)
2. 昭和62年4月1日に就任した役員及び組合会議員の任期は、それぞれ規約第44条(役員任期)第1項及び規約第31条(任期)の規定に関わらず、平成元年7月31日までとする。

#### 附 則

この規約は、公布の日から施行し、規約改正後最初の役員及び組合会議員の改選から適用する。

#### 附 則

この規約は、公布の日から施行し、規約改正後最初の改選から適用する。

(改正期日)	昭和46年	4月 1日	制 定
	昭和47年	2月26日	一部改正
	昭和48年	2月23日	〃

昭和49年	2月22日	〃
昭和51年	2月27日	〃
昭和52年	2月23日	〃
昭和53年	2月24日	〃
昭和53年	7月9日	〃
昭和54年	2月23日	〃
昭和55年	2月26日	〃
昭和56年	2月26日	〃
昭和57年	2月26日	〃
昭和58年	1月12日	〃
昭和58年	2月26日	〃
昭和59年	2月28日	〃
昭和59年	5月21日	〃
昭和60年	1月21日	〃
昭和60年	7月7日	〃
昭和61年	2月20日	〃
昭和62年	2月26日	〃
平成元年	2月27日	〃
平成2年	2月28日	〃
平成3年	2月26日	〃
平成3年	7月7日	〃
平成3年	7月18日	〃
平成4年	2月26日	〃
平成5年	2月25日	〃
平成5年	5月6日	〃
平成6年	2月23日	〃
平成6年	9月14日	〃
平成7年	2月23日	〃
平成8年	2月27日	〃
平成9年	3月4日	〃
平成9年	9月1日	〃
平成14年	3月5日	〃
平成14年	9月20日	〃
平成16年	2月27日	〃
平成17年	7月28日	〃
平成18年	2月27日	〃
平成18年	7月28日	〃

平成19年	7月30日	〃
平成20年	2月27日	〃
平成20年	12月12日	〃
平成21年	7月28日	〃
平成23年	3月4日	〃
平成25年	2月27日	〃
平成27年	12月2日	〃
平成29年	2月24日	〃
令和3年	2月26日	〃
令和4年	2月21日	〃
令和4年	7月22日	〃
令和5年	2月28日	〃
令和5年	7月25日	〃
令和6年	2月28日	〃

#### 附 則

この附則は、平成9年9月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行する。

新規約第13条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規約は、公布の日から施行し、第12条は、平成10年10月1日から適用し、第14条は、平成10年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第20条及び第23条の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規約第64条の規定は、この規約の施行日以前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 新規約第64条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規約による改正後の国民健康保険組合規約第20条の規定は、平成14年度以後の医療給付費分保険料について適用し、それ以前の保険料は、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第12条第1号は平成16年10月1日から適用する。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年7月28日改正）

第1条 この規約は認可の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

1. 第1条の規定 平成18年 4月1日
2. 第2条の規定 平成18年10月1日

第2条 この規約の改正による改正後の第12条の規定は、平成18年10月1日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、平成18年10月1日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月30日改正）

第1条 規約第12条第1号及び第2号並びに第3号は、認可の日から施行し平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月27日改正）

第1条 この規約は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

第2条 この規約の改正前の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月27日改正）

第1条 この規約は平成21年1月1日から適用する。

第2条 この規約の改正前の出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月28日改正）

第1条 この規約は平成21年10月1日から施行する。

第2条 この規約の改正前の出産育児一時金についてはなお従前の例による。

附 則（平成21年7月28日改正）

第1条 この規約は平成22年1月1日から施行する。

第2条 第26条の規定に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（隔年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の割合があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第3条 この規約による改正後の第26条及び附則第2項の規定は、平成22年1月1日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前の納期限又は納付期限の到来する保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日改正）

第1条 この規約は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日改正）

第1条 この規約は平成25年2月27日から施行し平成25年10月1日から適用する。

第2条 この規約の改正前の組合員資格及び後期高齢者賦課額はなお従前の例による。

附 則（平成27年12月2日改正）

第1条 この規約は平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成29年2月24日改正）

第1条 この規約は、平成29年4月1日から施行する。ただし、後期高齢者の組合員について削る改正は、公布の日から施行する。

第2条 この規約による改正後の第20条の規定は、平成29年度以後の保険料について適用し、平成28年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月26日改正）

第1条 この規約は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日改正）

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この規約による改正後の第20条第3項の規定は、令和4年度以後の保険料について適用し、令和3年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月22日改正）

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この規約による改正後の第20条第1項の規定は、令和4年度以後の保険料について適用し、令和3年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月28日改正）

第1条 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 この規約の施行日前に出産した被保険者に係る第13条に規定する額については、なお従前の例による。

第3条 この規約による改正後の第20条第1項及び第2項の規定は、令和5年度以後の保険料について適用し、令和4年度以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月25日改正）

第1条 この規約による第20条第1項の規定は、令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

第2条 この規約による第40条の規定は、令和5年8月1日から適用する。

附 則（令和6年2月28日改正）

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この規約による第28条の2の規定は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

第2条 この規約による第20条第3項の規定は、令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。